

取扱職種の範囲などの明示

ポートスタッフ株式会社
有料職業紹介事業許可番号（28-ユ-300473）

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

- 取扱職種の範囲等
 - ・取扱職種：全職種
 - ・地域：国内
- 手数料に関する事項
 - ・求職者から徴収する手数料等はありません。
 - ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

（ 届出制手数料に係る手数料表 ）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は、求人者としします。 1,000円
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金見込額の 50%
	成功報酬（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）に支払われる賃金見込額の 50% 手数料負担者は、求人者としします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言のサービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 50% 手数料負担者は、求人者としします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 500,000円 活動1日当たり 100,000円
	成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 50% 手数料負担者は、求人者としします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 50% 手数料負担者は、関係雇用主としします。

- ◆ 成功報酬（支払われる賃金見込額）とは、求人票や労働条件通知書などに記載されている額を基に算出いたします。
 - ◆ 関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者としします。
 - ◆ 上記の手数料は上限であり、別途求人者または関係雇用主と合意した覚書に定める手数料が優先されます。
 - ◆ （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）であって、当該労働契約の期間満了後に契約が更新される場合には、労働契約の更新にあたって新たに求人求職の申し込みを受けて職業紹介を行うものとし、契約の更新をもって、更新後の労働契約の期間にわたり当該求職者に支払われる予定の賃金（求人票や労働条件通知書などに記載されている額）、または支払われた賃金の50%を上限に手数料として受けるものとしします。ただし、当初の就職から最大1年間分までを手数料の対象としします。
 - ◆ 上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。
- 返戻金制度について
求人者への雇入れ後に求職者が本人の都合により退職した場合は、次の基準により手数料の一部を返還いたします。
 - 1) 雇入れ後1ヵ月未満で退職した場合：紹介手数料の80%
 - 2) 雇入れ後2ヵ月未満で退職した場合：紹介手数料の65%
 - 3) 雇入れ後3ヵ月未満で退職した場合：紹介手数料の50%ただし、返戻金制度は求人者または関係雇用主と当社の間で別の定めをする場合があります。

（ 事業所の名称及び所在地 ）

ポートスタッフ株式会社
兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30三宮フコク生命ビル6階
TEL 078-230-8890 FAX 078-230-8898

許可番号
28-ユ-300473